

あかの民商ニュース

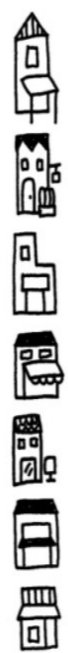
令和5年度住宅リフォーム支援事業実施状況

阿賀野市建設課より2月29日現在のリフォーム申請状況が届きました。(執行率85・3%)
2月末での執行状況は左記のとおりです。

項目	件数	金額	
申請数(交付決定)	180件	25,599	千円
審査処理中・変更	1件	188	千円
計	181件	25,787	千円
補助対象工事費	322,898		千円
自己負担額	297,111		千円
予算額	30,000	千円	25,599 千円

工事内容も内装工事43件、外装工事50件等と多種多様となっていると報告があがっています。

工事種別			
外装	50件	トイレ	20件
内装	43件	浴室	28件
屋根	30件	キッチン	23件
下水	30件	その他、増築等	



消費税申告書・インボイス「2割特例」の摘要欄のチェック漏れに関する対応について

インボイス登録した免税事業者が「2割特例」を使う場合、消費税申告書の「税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)」欄(㉒もしくは㉔)に○をつける必要があります。

注意して対応していただいていると思いますが、「該当する欄に○をつけ忘れた場合、2割特例が認められなくなるのか」との問い合わせがありました。

税務署によっては、申告期限までに該当欄に○をした申告書を提出(「訂正申告」)してほしいと説明しているようです。

こうしたことを受け、全商連は8日、国税庁に電話で以下の点を確認をしました。(右下へ)

阿賀野民主商工会
阿賀野市南安野町一・三八
☎〇二五〇・六二七・一五八

NO 1929

商売くらしに役立つ!
全国
商工新聞
月/500円

国税庁の回答要旨

申告書の適用欄にチェックがない場合でも、納税者が2割特例を活用できる該当者で、かつ2割特例の計算に基づき税額を記載している場合は、柔軟に対応する。

チェック漏れを見つけた場合、税務署から納税者に特例を利用するかどうかの意思確認を行い、計算に誤りがない場合は申告通りに受け付けるといのが、対応の基本となる。

税務署の対応が国税庁の回答に反する場合の対策

税務署が右記の回答に反して「訂正申告を」「記入漏れがあるので2割特例を認めない」などといった誤った対応を行った場合は、国税庁の回答要旨で対応してください。



令和5年分確定申告の納税期限等

- 所得税 3月15日(現金納付)
4月23日(口座振替)
 - 消費税 3月31日(現金納付)
4月30日(口座振替)
- 所得税の延納届出をした方は、延納分は5月31日が納付期限となります。
- 消費税が一括で収められない場合は徴収の猶予申請または分納相談を税務署にしましょう。

下越病院土曜検診予約

- 日時 6月15日(土)
- 申込人数 残あと1名
- 申込〆 4月20日



能登半島地震の当面の支援について

全商連より、支援について連絡がありました。物資については現地購入できる状況になっていることから、当面は、災害支援募金の取り組みへのご協力が必要となります。ご協力をお願いします。